

財産(土地, 建物等)のご寄付

相続や遺贈により受けられた財産のご寄付 ～相続税の非課税特例～

親族の死亡により相続した財産や親族以外の者の遺言により取得した財産を相続税の申告書の提出期限(原則, 相続の開始した日又は遺贈が生じた日の翌日から10か月)までに本学園に寄付された場合, 相続税の課税価額から除外され非課税となる特例が受けられます。

本学園に相続財産の寄付をご検討の場合は, 法人事務局にご相談ください。

所有資産(土地・建物等)のご寄付(現物寄付) ～みなし譲渡所得の非課税特例～

通常, 個人が自分の所有する土地や建物などの資産を譲渡する場合, その資産を取得したときの価額から現在の価額への値上がり益(譲渡所得)に所得税が課税されますが, 財産の贈与が私立学校(本学園も対象)に対して行われる場合には, 贈与等がなかったものとみなされ, 所得税が課税されない特例が受けられます。

本学園に所有財産の寄付をご検討の場合は, 法人事務局にご相談ください。